

事 務 連 絡

平成22年6月23日

(社)長崎県建設業協会 会長 谷村 隆三 様

長崎県土木部住宅課長

長崎県
土木部
住宅課長

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業地域材を利用した
新製品企画の募集について

標記について、木構造振興株式会社及び日本木材防腐工業組合より案内がありましたので送付いたします。

問い合わせ等は木構造振興株式会社へお願いいたします。なお、応募様式はホームページに記載されていますのでご活用ください。

長崎県土木部住宅課

まちづくり班 担当：小田崎

TEL 095-894-3104

FAX 095-894-3464

E-mail: odazaki-y@pref.nagasaki.lg.jp

木構振発 22-5 号
平成 22 年 6 月 18 日

都道府県
住宅担当課長 様

木構造振興株式会社
代表取締役 西村 勝美

日本木材防腐工業組合
理 事 長 田中 隆行

住宅分野への地域材供給シェア「拡大総合対策事業」
地域材を利用した新製品企画の募集について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、当社及び日本木材防腐工業組合では林野庁の支援を受けて、平成 22 年度の補助事業として住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業を実施することになりましたが、その一環として、新製品の企画を募集することになりました。

この募集は、これまで地域材の利用が進んでいないマンションの内装材、住宅の外構材及び既存住宅の高耐震性・省エネルギー性部材へのスギ、ヒノキ等の地域材の新たな利用を促進するため、民間企業等からの新製品の企画の提案を受けて、これを支援することにより民間企業等が取り組んでいる新製品の開発を図り、住宅分野への地域材の利用促進を図ろうとするものです。

つきましては、内装材、外構材及び高耐震性・省エネルギー性部材それぞれの新製品の企画の募集要領等は別添のとおりですので、ご多忙中恐縮ですが、貴管内の木材関連企業等に周知頂ければ幸甚です。

敬具

〈担 当〉

木構造振興(株) 事業部(高橋、品川)

TEL 03-3585-5596

FAX 03-3585-5598

日本木材防腐工業組合(加藤)

TEL 03-3584-0913

FAX 03-3584-6810



平成22年6月21日

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 地域材を利用した新製品企画の募集について

木構造振興株式会社
日本木材防腐工業組合

木構造振興（株）（以下「木構振」という。）及び日本木材防腐工業組合（以下「組合」という。）では、林野庁の助成を受け、スギ、ヒノキ等の地域材を利用したマンションの内装材、住宅の外構材及び既存住宅の高耐震性・省エネルギー性部材の新製品の企画を下記のとおり募集致します。なお、詳細は別添の募集概要をご参照下さい。

記

1 対象となる企画

スギ、ヒノキ等の地域材による①マンションの内装材（木構振との共同開発）、②住宅の外構材（組合との共同開発）及び③既存住宅の高耐震性・省エネルギー性部材（木構振との共同開発）として利用される新たな製品の企画。

2 応募資格

法人格を有し、新製品の開発体制が整っている民間企業、事業協同組合等。

3 企画の選定

木構振及び組合に設置される外部の有識者からなる委員会において審査。

4 選定された企画の製品開発への経費負担

木構振又は組合の経費負担は、新製品開発のために必要とする経費とし、1企画当たりの限度額は以下のとおりです。

①内装材：400万円、②外構材：400万円、③高耐震性・省エネ性部材：300万円。

なお、この他、製品開発に当たっての専門家等からの指導及び助言を受けられます。

5 開発の期間

平成23年2月末までに製品開発が可能なもの。

6 応募の受付

募集受付は平成22年6月21日（月）から7月20日（火）の間とします。

提出書類は郵送等により提出とし、7月20日（火）必着。

7 申請書の提出先

（①内装材及び③高耐震性・省エネ性部材関係）

〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル5階 木構造振興（株）
TEL：03-3585-5596 FAX：03-3585-5598 担当：高橋、品川
E-mail：jigyoku@mokushin.com

（②外構材関係）

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル9階 日本木材防腐工業組合
TEL：03-3584-0913 FAX：03-3584-6810 担当：加藤
E-mail：boufu@bbxc.ftbb.net

なお、ホームページ（URL <http://www.mokushin.com> 又は <http://www.iwpia.or.jp>）で詳しい応募要領及び申請書類様式をご覧下さい。

マンション内装材の新製品企画の募集について

木構造振興株式会社

概要

地域材利用は、在来工法木造住宅への供給が大宗を占めていますが、新設住宅着工におけるそのシェアは、減少傾向にあります。地域の森林整備を進めるためにも、地域材の利用を飛躍的に拡大していく必要があり、本事業は住宅分野における新たな市場の開拓による地域材の利用拡大を図ることを目的としております。

この観点から、これまで地域材の利用が低位なマンションの内装材について、地域材の利用拡大に寄与する新製品の企画を公募し、先導的な技術等を導入した優れた提案について、木構造振興(株)(以下、「木構振」という。)と提案者との共同により製品化を行います。

公募期間は、平成22年6月21日～7月20日です。

事業等

(1)対象となる新製品企画

地域材を使ったマンションの内装材製品(壁(腰壁を含む)、床、天井など)の企画を対象とします。

(2)対象となる新製品企画の条件

提案される新製品企画は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

- ① 地域材(主にスギ、ヒノキ等の人工林材を対象とします)を活かしたものであり、地域材の需要拡大に高い効果が期待できるものであること。
- ② 先導的な技術等が導入され、創意工夫を含むものであること。
- ③ マンションの内装材に求められる基本性能を持った製品化を目指すものであること。
- ④ 平成23年2月末までに完了できるものであること。

(3)対象応募者

応募にあたっては、製品開発時においてマンション関連業者(販売業者、施工業者)の協力体制が確保されていること、または予定があることが条件となります。(マンション関連業者による提案の場合を除きます。)

応募した製品企画が採択されますと、その企画について木構振との共同開発契約を行い、製品化を行って頂くことになります。

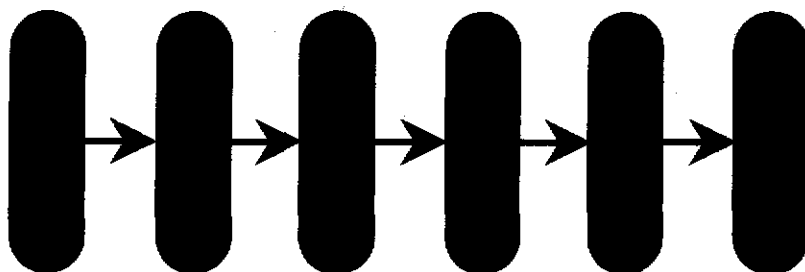
(4)木構振による開発経費の負担

開発者に対して木構振が負担する金額は4百万円を限度とします。

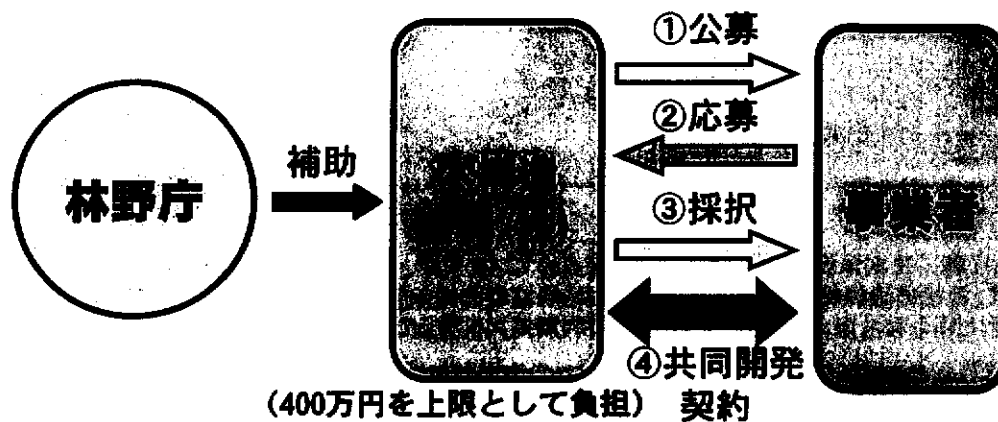
なお、負担する金額については、予算枠等を踏まえ、応募申請額に対して調整の上、決定させていただきます。

※ 詳細については、住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業(マンション内装材の新製品開発)募集要領をご覧ください。

流れ(応募者の主な手続き)



実施スキーム



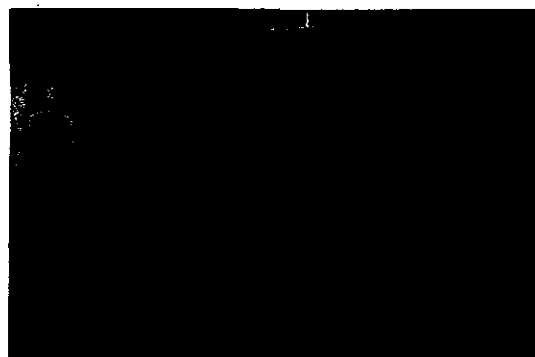
実施状況 (H21年度の開発事例)

○ 床材



スギ樹皮と間伐材を使った無垢厚板床材
㈱マスタープランナー建築士事務所

○ 間仕切り壁



後施工が可能な国産材壁材(間仕切り) ㈱コスモスイニシア

○ 壁材 & 内装材



スギ材を活用した中空パネルを用いた内装材 ㈱元尾商店



径目調の幅広・横はぎの壁

ドリーミイ大和(株)

募集要領の入手・問い合わせ先

木構造振興(株)

電話番号: 03-3585-5596 FAX: 03-3585-5598(担当: 品川、高橋)

メールアドレス: shinagawa@mokushin.com

ホームページ: <http://www.mokushin.com>



平成22年度 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業
住宅用外構材の新製品企画の募集について

日本木材防腐工業組合

事業の概要

地域材利用は、在来工法木造住宅への供給が大宗を占めていますが、新設住宅着工におけるそのシェアは、減少傾向にあります。地域の森林整備を進めるためにも、地域材の利用を飛躍的に拡大していく必要があります。本事業は住宅分野における新たな市場の開拓による地域材の利用拡大を図ることを目的としております。

この観点から、これまで地域材の利用が低位な住宅用外構材について、地域材の利用拡大に寄与する新製品の企画を公募し、先導的な技術等を導入した優れた提案について、日本木材防腐工業組合（以下「組合」という。）と提案者との共同により製品化を行います。

公募期間は、平成22年6月21日～7月20日です。

対象事業等

(1) 対象となる新製品企画

地域材を使った住宅用外構材製品（デッキ、フェンス、パーゴラなど）の企画を対象とします。

(2) 対象となる新製品企画の条件

提案される新製品企画は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

- ① 地域材（主にスギ、ヒノキ等の人工林材を対象とします）を活かしたものであり、地域材の需要拡大に高い効果が期待できるものであること。
- ② 先導的な技術等が導入され、創意工夫を含むものであること。
- ③ 住宅用外構材に求められる基本性能を持った製品化を目指すものであること。
- ④ 平成23年2月末までに完了できるものであること。

(3) 対象応募者

応募にあたっては、製品開発時において住宅関連業者（販売業者、施工業者）の協力体制が確保されていることまたは予定があることが条件となります。（住宅関連業者による提案の場合を除きます。）

応募した製品企画が採択されますと、その企画について組合との共同開発契約を行い、製品化を行って頂くことになります。

(4) 組合による開発経費の負担

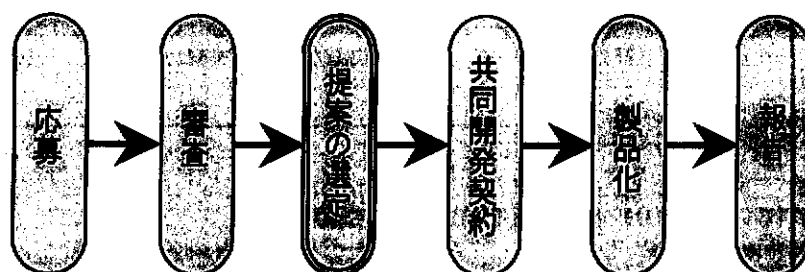
開発者に対して組合が負担する金額は4百万円を限度とします。

なお、負担する金額については、予算枠等を踏まえ、応募申請額に対して調整の上、決定させていただきます。

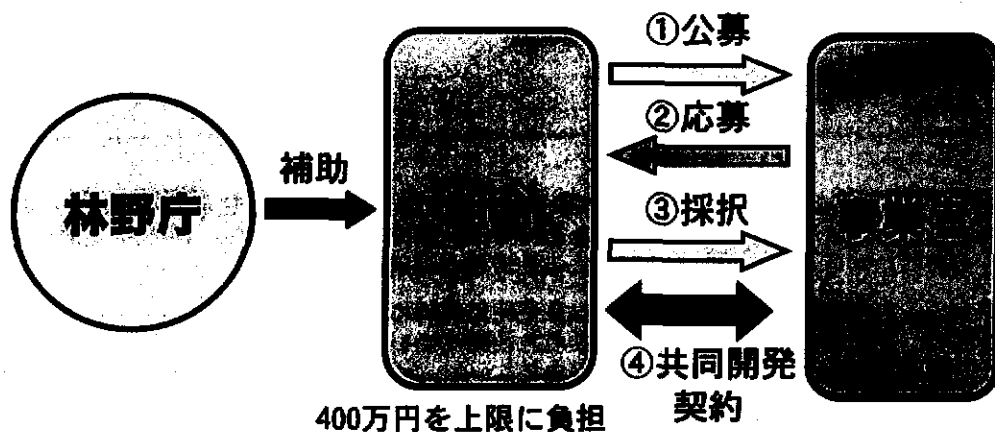
※ 詳細については、住宅分野への地域材供給シェア

拡大総合対策事業（住宅用外構材の新製品開発）募集要領をご覧ください。

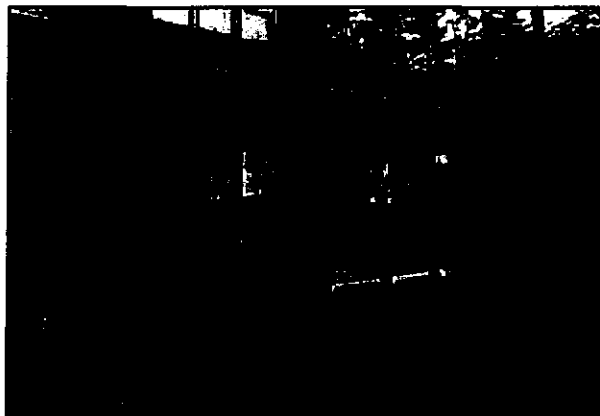
事業の流れ（応募者の主な手続き）



実施スキーム



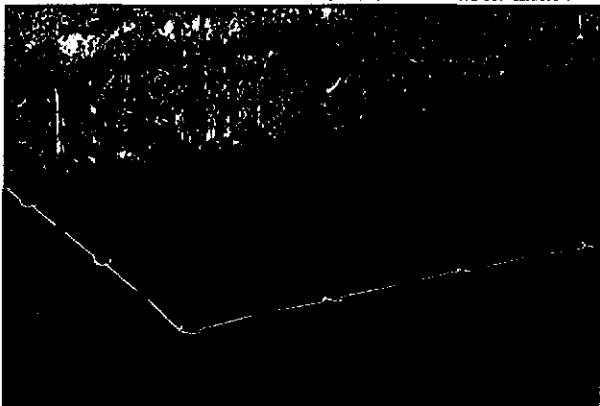
実施状況 (主な開発事例)



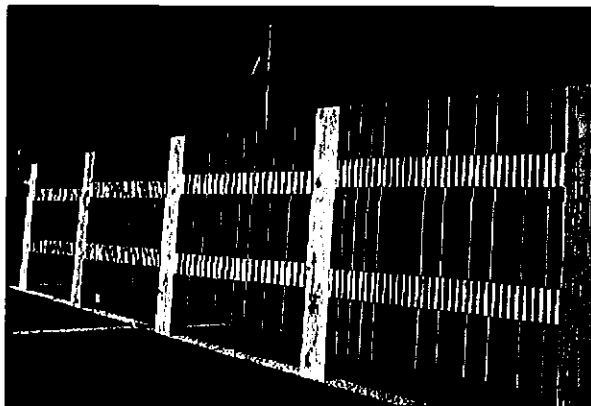
信州カラマツによる防火・準防火構造仕様のフェンス
長野県産材販路開拓協議会



柱脚埋け込み式木製カーポート (株)ランバーテック



高耐久ウッドデッキ (株)サイエンス



製材薄板積層による住宅外構フェンス (株)工農合作社

募集要領の入手・問い合わせ先

日本木材防腐工業組合

TEL: 03-3584-0913 FAX: 03-3584-6810 (担当: 加藤)

メールアドレス: boufu@bbxc.ftbb.net

ホームページ: <http://www.jwpia.or.jp>

既存住宅の高耐震性・省エネルギー部材の新製品企画の募集について

木構造振興株式会社

概要

地域材利用は、在来工法木造住宅への供給が大宗を占めていますが、新設住宅着工におけるそのシェアは、減少傾向にあります。地域の森林整備を進めるためにも、地域材の利用を飛躍的に拡大していく必要があり、本事業は住宅分野における新たな市場の開拓による地域材の利用拡大を図ることを目的としております。

この観点から、既存住宅に対しての耐震性や省エネルギー性の向上を図るための部材の開発、普及を行うことを目的として、地域材の利用拡大に寄与する新製品の企画を公募し、先導的な技術等を導入した優れた提案について、木構造振興(株)(以下、「木構振」という。)と提案者との共同により製品化を行います。

公募期間は、平成22年6月21日～7月20日です。

事業等

(1) 対象となる新製品企画

地域材を使った既存住宅の高耐震性・省エネルギー性製品(壁、床、開口部など)の企画を対象とします。

(2) 対象となる新製品企画の条件

提案される新製品企画は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

- ① 既存住宅の高耐震性・省エネルギー性を向上せしめるための新製品企画であること。
- ② 地域材(主にスギ、ヒノキ等の人工林材を対象とします)を活かしたものであり、地域材の需要拡大に高い効果が期待できるものであること。
- ③ 先導的な技術等が導入され、創意工夫を含むものであること。
- ④ 高耐震性、省エネルギー性に求められる基本性能を持った製品化を目指すものであること。
- ④ 平成23年2月末までに完了できるものであること。

(3) 対象応募者

応募者は、左記(2)の要件を満たすことができる者であり、グループでの応募も可能です。

応募した製品企画が採択されますと、その企画について木構振との共同開発契約を行い、製品化を行って頂くことになります。

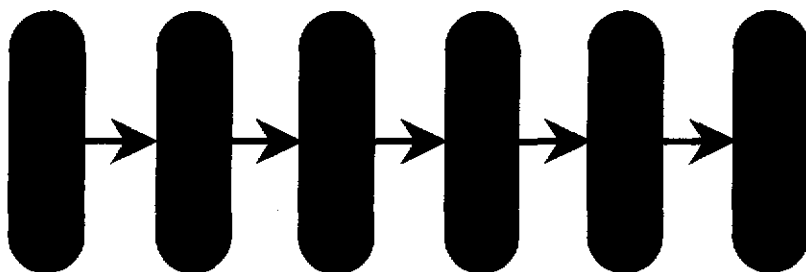
(4) 木構振による開発経費の負担

開発者に対して木構振が負担する金額は3百万円を限度とします。

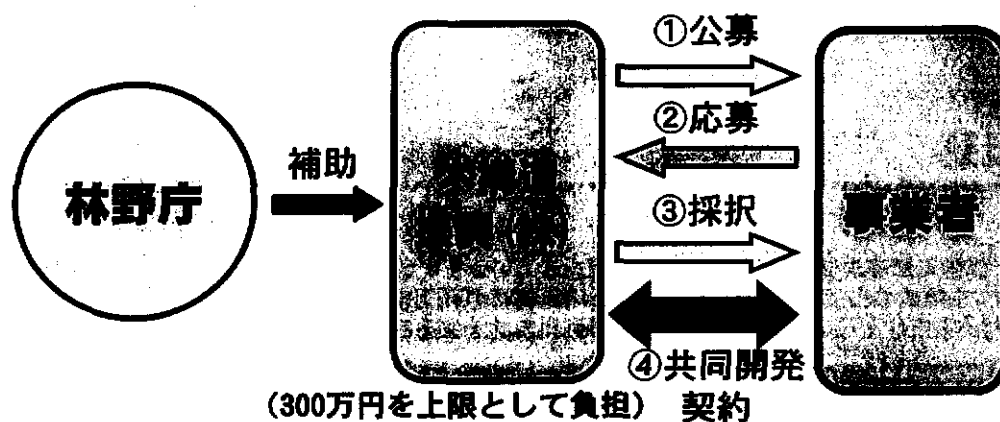
なお、負担する金額については、予算枠等を踏まえ、応募申請額に対して調整の上、決定させていただきます。

※ 詳細については、住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業(既存住宅の高耐震性・省エネルギー部材の新製品開発)募集要領をご覧ください。

流れ(応募者の主な手続き)

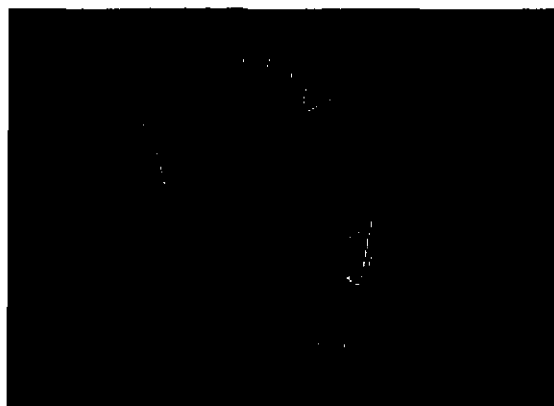


実施スキーム



実施状況 (H21年度の開発事例)

○ 断熱内装ドア



デンドロライトを用いた内装ドア (株)ヤマガミ

○ 木・アルミ複合断熱窓



カバー工法による断熱改修用木・アルミ複合サッシ
飯田ウッドワークシステム(株)

募集要領の入手・問い合わせ先

木構造振興(株)

電話番号: 03-3585-5596 FAX: 03-3585-5598 (担当: 高橋、品川)

メールアドレス: jigyou@mokushin.com

ホームページ: <http://www.mokushin.com>



**住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業
(マンション内装材の新製品開発)
募集要領**

【平成 22 年度版】

**平成 22 年 6 月
木構造振興株式会社**

目次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業内容	1
2. 1 新製品企画の公募	1
2. 2 新製品開発	3
3. 事業の実施方法	5
3. 1 事業の流れ	5
3. 2 提案の評価	6
3. 3 製品化を行う企画の採択	6
3. 4 共同開発契約	6
4. 共同開発の期間中及び事業完了後の留意点	6
4. 1 共同開発の計画変更	6
4. 2 実績報告	7
4. 3 成果等の取り扱い	7
4. 4 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力	8
5. 情報の取り扱い等	8
5. 1 情報の公開・活用	8
5. 2 個人情報の利用目的	8
6. 応募方法	8
6. 1 公募期間	8
6. 2 提出先、問い合わせ先	8
6. 3 提出方法	8
6. 4 提出書類	9

応募様式（別添）

1. 事業の趣旨

地域材利用は、在来工法木造住宅への供給が太宗を占めていますが、新設住宅着工におけるそのシェアは減少傾向にあります。地域の森林整備を進めるためにも、地域材利用を飛躍的に拡大して行く必要があり、本事業は、住宅分野における新たな市場の開拓による地域材の利用拡大を図ることを目的としております。

この観点から、これまで地域材の利用が低位なマンションの内装材について、地域材の利用拡大に寄与する新製品の企画を公募によって募り、先導的な技術等を導入した優れた提案について、木構造振興（株）と提案者との共同により製品化を行います。

2. 事業内容

本事業は、新製品企画の公募と新製品開発の2つの事業から構成されています。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

(1) 新製品企画の公募

木構造振興（株）（以下「木構振」といいます。）は、事業の提案に必要となる要件を定めて公募を行います。

応募のあった新製品企画について評価を行い、優れた提案を選定（以下「採択」といいます。）します。

(2) 新製品開発

木構振は、(1)により採択された提案者（以下「開発者」）との間で共同により製品化を行います。

製品化の事業には、木構振との共同開発契約締結後より着手することができます。木構振が経費を負担する期間は、共同開発契約の期間内となります。

2. 1 新製品企画の公募

2. 1. 1 公募する新製品企画

地域材を使ったマンションの内装材製品（壁（腰壁を含む）、床、天井など）の企画を対象とします。

また、提案される新製品企画は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

- ①地域材（主にスギ、ヒノキ等の人工林材やこれまで利用の進んでいない樹種の材を対象とします。）を活かしたものであり、地域材の需要拡大に高い効果が期待できるものであること。
- ②先導的な技術等が導入され、創意工夫を含むものであること。
- ③マンションの内装材に求められる基本性能を持った製品化を目指すものであること。今回募集するものについては、基本性能として要求される項目及び要件については、2ページのとおりのこと。
- ④平成23年2月末までに完了できるものであること。

本事業における基本性能の基準について

項目	対象部材	本事業の製品開発により目指す内容
遮音性	床	住宅性能表示制度における床衝撃音対策の等級5相当(日本工業規格のLH-50、LL-45等級相当以上)を確保するために必要な対策が講じられていること
耐傷性	床	マンションにおいて通常想定される使用条件において、製品の表面に傷が付きにくくするために必要な対策が講じられていること
寸法安定性	天井 壁 床	マンションにおいて通常想定される使用条件において、曲がり、反り、ねじれなどにあつては利用上支障のないものであること
耐火性	天井 壁	準不燃材料以上
ホルムアルデヒド対策	天井 壁 床	日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上

※ 建築関係法令等の観点から、その製品を使用する際に明らかに支障が懸念されるものについては、対象としません。

2. 1. 2 新製品企画の評価

新製品企画としては次のようなものを想定し、評価を行います。

なお、製品化の実施体制が確保されていない製品企画のみの提案や製品化を行う予定のない評価のみを目的とした提案は受け付けられません。

(選定に当たっての考え方の例)

- ・ 製品の有用性、革新性、今後の発展性を評価する。
- ・ 提案の汎用性、コスト等も含めた普及可能性等を評価する。
- ・ 到達するレベルの高さを評価することとあわせ、取組みの努力、今後の展開にも配慮して評価する。

2. 1. 3 応募者

応募者は、2. 1. 1で示す事業を行う者としします。事業を行う者のグループによる応募も可能です。なお、応募にあたっては、製品開発時においてマンション関連業者（販売業者、施工業者）の協力体制（アドバイス、共同開発など。協力体制のレベルは問いません。）が確保されていること（または予定があること）が条件となります。（マンション関連業者による提案の場合を除きます。）

応募した製品企画が採択されますと、その企画について木構振との共同開発契約を行い、製品化を行って頂くことになります。

2. 2 新製品開発

2. 2. 1 共同開発を行う者

木構振と共同開発を行う者は、新製品企画を提案し、木構振による採択を受けたのち、その企画について木構振との共同開発契約を行った者となります。

2. 2. 2 共同開発の内容

木構振との共同開発は、以下の内容について対象とします。

- ・ 製品開発（試作品の製作、製品化に係る基礎試験等）
- ・ 性能評価（新製品の基本的性能の評価試験、試験体の製作等）

2. 2. 2. 1 計上できる経費

(1) 技術者給

「技術者給」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務について、本事業を実施する開発者が支払う実働に応じた対価です。日当たり単価[※]に事業に従事した日数を乗じた額です。

※ 日当たり単価の算定にあつては、基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とします。なお、算定にあつては退職給与引当に要する経費を含まないものとします。

(2) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、実験補助等）について、開発者が支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

単価については、当該開発者の賃金支給規則によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

(3) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる企画、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。

単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

(4) 旅費

「旅費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる開発者が行う資料収集、各種調査、打合せの実施に必要な経費です。

(5) 需用費

「需用費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる原材料、消耗品、資料等の印刷料、郵便料、諸物品の運賃等の経費です。

ただし、通常の事業に伴って発生する事務所の経費は除きます。

(6) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために追加的に必要な経費です。

(7) 使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために追加的に必要となる車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費です。

ただし、通常の事業に伴って発生する事務所の経費は除きます。

2. 2. 2. 2 申請できない経費

(1) 建物・土地等の不動産取得費

事業を実施する際に必要なものであっても、建物や土地等の不動産取得費を計上することはできません。

(2) 耐用年数が1年を超えるような備品等の購入費

耐用年数が1年を超えるような備品等についてはリース、借上等にて対応して下さい。

(3) 事業の執行上特に必要のない会議費

懇親会等事業の執行上特に必要でない会合等の飲料、食費等

(4) 国内外を問わず、シンポジウム、セミナー等応募者の活動によらない単なる会合等への出席のための交通費、宿泊費、参加費

(5) 事業中に発生した事故・災害の処理のための経費

(6) その他、当該事業の実施に関連性のない経費

2. 2. 3 開発経費の負担

開発者が行う製品化に係る経費に対して、木構振が負担する金額は4百万円を限度とし、木構振が別途定める手続きに基づき支払います。

なお、木構振が負担する金額については、提案された内容についての審査委員会の評価に基づき、予算の範囲内で、提出書類で申請された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてはすべて対応するものではありません。

2. 2. 4 経費負担をする期間

木構振が経費を負担する期間は、共同開発の契約期間（契約締結日から平成23年2月末までの製品化が完了するまでの期間）となります。

2. 2. 5 その他

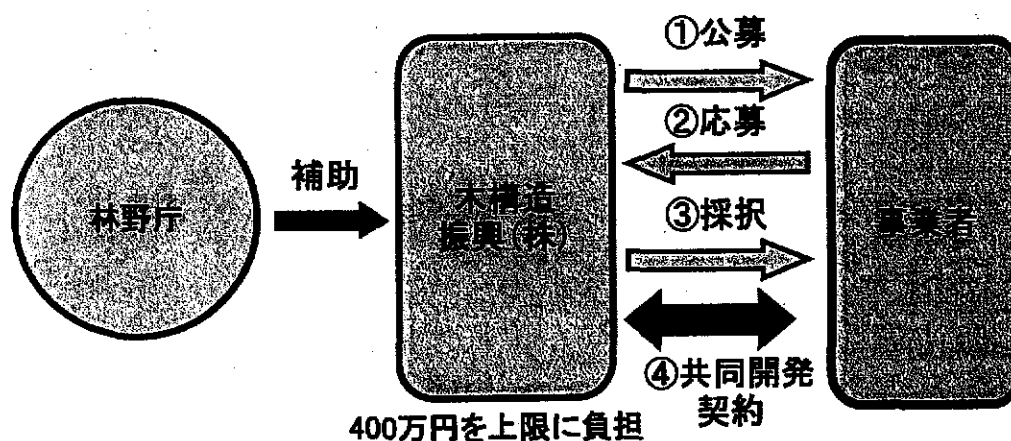
同一の内容で、国、地方公共団体等の補助金等を受けている事業は対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については対象とすることがあります。

3 事業の実施方法

3. 1 事業の流れ

本事業において提案を行い、木構振との共同による製品化を行おうとする者は、下記の実施スキームにより契約等を行っていただきます。

■ 実施スキーム



3. 2 提案の評価

(1) 評価の実施体制

提案事業の採択にあたり、応募提案は、木構振に設置する学識経験者等からなる評価委員会において評価が行われます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員は、委員本人と関係を有する企業、団体等が行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。
- ・委員は、委員本人又は委員本人と関係を有する企業、団体等が業務として、コンサルティング又はアドバイス等を行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。

なお、委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 評価の手順

提出書類について、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、提出書類の内容について書面評価を行います。評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行い、評価結果を決定します。

追加資料を請求した場合、その請求の際に指定した期日までに追加資料の提出がない場合や、ヒアリング等に応じることができない場合には評価の対象とならないことがあります。

なお、ヒアリング等の時期は、応募締め切りから1ヶ月程度を予定しています。

3. 3 製品化を行う企画の採択

審査委員会の評価をもとに、木構振が採択企画を決定し、応募者に通知します。

3. 4 共同開発契約

応募した製品企画が採択されますと、その企画について木構振との共同開発契約を行い、製品化を行って頂くことになります。

採択結果の通知時に共同開発契約の手続きの詳細等についてお知らせします。

4. 共同開発の期間中及び事業完了後の留意点

4. 1 共同開発の計画変更

木構振と共同開発契約を行った者は、やむを得ない事情により、次の(1)又は(2)を行おうとする場合には、あらかじめ、木構振の承認を得る必要があります。

- (1) 共同開発契約における計画の内容又は製品化に要する経費の配分を著しく変更しようとする場合
- (2) 共同開発契約における製品化の事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、製品化が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、共同開発契約の内容に変更があり採択された製品企画と異なるものとなったと判断されたものについては、木構振による経費の負担の対象となりませんのでご注意ください。

4. 2 実績報告

開発者は、事業が完了したときは、「実績報告書」を提出していただく必要があります。様式については、共同開発契約の際にお知らせする予定です。

4. 3 成果等の取り扱い

(1) 共同開発契約により実施した製品化の事業により工業所有権等が発生した場合、その工業所有権等は木構振と開発者との共有となります。これと併せて、以下の①～③の遵守を約束することが支援の条件となります。

- ① 本事業の成果により工業所有権等の権利の出願をする場合には、木構振との共願手続きを取るものとする。
- ② 木構振が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該工業所有権等を利用する権利を木構振に許諾すること。
- ③ 当該工業所有権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該工業所有権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、木構振が当該工業所有権等を活用するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該工業所有権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

※ 工業所有権等とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権等のこといいます。

- (2) 工業所有権を含む所有権の確立、維持等の費用は開発者の負担とします。
- (3) 当事業終了後5年間は、毎年度、当事業による事業成果の実用化等に伴う収益の状況及び製品の供給実績を収益及び実績の有無にかかわらず、報告していただきます。

また、当事業期間終了後5年間に於いて、事業成果の実用化、工業所有権等の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと木構振が認めた場合には、木構振が負担した経費の額を限度として、経費の全部又は一部を納付していただきます。

4. 4 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

開発者には共同開発契約の期間終了後、事業の取り組みに関する、調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

5. 情報の取り扱い等

5. 1 情報の公開・活用

(1) プレス発表等

共同開発契約の締結後、採択された製品企画については製品企画名、提案者、概要等をプレス発表し、併せて木構振のホームページに掲載します。

(2) 製品化事業等の公表

広く一般に地域材の新たな製品について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、提出書類等に記載された内容について、開発者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該開発者が申し出た場合は原則公開しません。

5. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

6. 応募方法

6. 1 公募期間

平成22年6月21日（月）～平成22年7月20日（火）

（提出書類は7月20日必着）

6. 2 提出先、問い合わせ先、資料の配付

応募様式は、下記のホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル5階

木構造振興（株）（担当：品川、高橋）

TEL：03-3585-5596 FAX：03-3585-5598

メールアドレス：shinagawa@mokushin.com

ホームページ：<http://www.mokushin.com>（応募様式のダウンロード可能）

6. 3 提出方法

郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、応募者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。

郵送時は、「提出書類在中」を記入してください。（提出書類の差し替えは固くお断りします。）

6. 4 提出書類

新製品企画を提案しようとする者は、公募期間中に以下の提出書類一覧表に従って、必要数を揃えて提出してください。

■提出書類一覧表

区分	書類名	必要数	備考
1) 提案申請書	提案申請書	1 部	様式 1
2) 添付書類	①提案概要		様式 2
	②基本性能の概要		様式 3
	③先導的な提案概要		様式 4
	④地域材の需要拡大への寄与内容の説明		様式 5
	⑤事業経費		様式 6
	⑥製品イメージ図		別添書類
3) CD-R	上記 1) , 2) の電子データを記録したもの	1 枚	

※ 注意事項

- ① 1) 、 2) の提出書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で、A4サイズにまとめて、左上角をホッチキス留めして下さい。
- ② 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、ワード形式として下さい。ただし、ワード 2007 は未対応ですので、ご注意下さい。
- ③ 3) の CD-R には、「住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業（平成 22 年度）」と「応募課題名（例：〇〇型スギフローリング）」を記載して下さい。
- ④ 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ⑤ 提出書類及び応募書類の電子ファイルを格納した CD-R はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

※ 記入にあたっての留意点

それぞれの様式の注をよく確認して、漏れのないよう記載、書類の添付等を行ってください。

1) 提案申請書

- ・ 1 枚を限度とします。

2) 添付書類

①提案概要

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 複数の事業者等による共同提案の場合、共同提案の事業者名のリストと組織図に関する書類を別途作成してください。(A4版)

②基本性能の概要

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 基本性能の概要を記載して下さい。

③先導的な提案概要

- ・ 提案項目ごとに1枚を限度とします。
- ・ 提案時に、新製品企画の提案適合性・実効性等を審査することができるよう、提案概要を具体的に記載してください。

④地域材の需要拡大への寄与内容の説明

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 需要拡大への寄与内容を定量的に記載してください。

⑤事業経費

- ・ 提出書類は、必要に応じ欄を拡大して記入してください。1枚とする必要はありません。

⑥製品イメージ図等(A4:1~2枚程度)

本事業で開発に取り組む製品の概要が分かる図面を添付してください。

平成 年 月 日

木構造振興(株)

代表取締役 西 村 勝 美 殿

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 提案申請書
(マンション内装材の新製品開発)

以下の内容により、住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業の提案を
申請します。

応募新製品企画提案名 : _____

提案者) 住 所 〒

電話番号

提案団体名

代 表 者

印

① 提案概要

(様式2)

提 案 の 概 要	新製品企画提案名		
	提案の概要 (該当するものに「レ」)	☐ 床(単層) ☐ 床(複合) ☐ 壁 ☐ 腰壁 ☐ 天井 ☐ 間仕切り ☐ その他()	
	事業費の概算額(総額)	万円 うち補助申請額	万円
	提案の基本的な考え方	(製品化に向けた基本的な考え方(コンセプト)を書いてください。)	
	使用する地域材の樹種	(スギ・ヒノキ等、使用する地域材の樹種を書いてください。)	
応 募 者 の 概 要	代表者	(法人その他の団体の場合には、法人名、団体名を記載し、個人の場合には氏名の後に所属する法人名・団体名及び部署等を括弧書きで記載してください。)	
	代表者の業種・実績 (該当するものに「レ」)	☐ マンション販売業者 ☐ マンション施工業者 ☐ 内装材製造業者 ☐ 製材業者 ☐ 合板製造業者 ☐ その他()	
	代表者以外の関係者の有無等 (該当するものに「レ」)	☐ なし ☐ あり 注) 共同提案を行っている場合は、共同提案の事業者名のリストと組織図を別に作成し、別添資料として提出してください。	
	マンション関連業者の協力者	(法人その他の団体の場合には、法人名、団体名を記載し、個人の場合には氏名の後に所属する法人名・団体名及び部署等を括弧書きで記載してください。代表者がマンション関連業者の際には記入不要です。)	
	実績(代表者を含めた提案者全体としての実績)	過去3年間のマンション内装材の平均供給実績 戸/年	
	事務連絡先	氏名 所属・役職 住所 〒 TEL FAX E-Mail	

(*ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

② 基本性能の概要

(様式3)

新製品企画提案名			
項目	部材	基本性能の概要	
		基本性能の項目 (目指すレベル)	要件を達成するための方法
①遮音性	床	床衝撃音対策等級：等級5	(基本性能を満たすための対策の内容を記載してください)
②耐傷性	床	製品の表面に傷が付 きにくくするための 対策	
③寸法安定性	天井 壁 床	曲がり、反り、ねじれ などを抑えるための 対策	
④耐火性	天井 壁	準不燃材料以上	
⑤ホルムアルデヒ ド対策	天井 壁 床	日本農林規格のF☆ ☆☆☆等級相当以上	

(*ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

(様式4)

※ 本様式は、提案項目毎（①～⑥の項目毎）に作成し、枚数は1項目あたり1枚を限度とします。
（*ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。）

④地域材の需要拡大への寄与

(様式5)

新製品企画提案名														
1. 本事業による地域材使用計画 (新製品の生産による年間地域材使用量について具体的な数量を記載してください。) 新製品の生産による年間地域材使用量 (製品ベースおよび原木ベース) <table> <tr> <td>開発翌年度から5年間</td> <td>(製品ベース)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(原木ベース)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>年平均</td> <td>(製品ベース)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(原木ベース)</td> <td>m3</td> </tr> </table>			開発翌年度から5年間	(製品ベース)	m3		(原木ベース)	m3	年平均	(製品ベース)	m3		(原木ベース)	m3
開発翌年度から5年間	(製品ベース)	m3												
	(原木ベース)	m3												
年平均	(製品ベース)	m3												
	(原木ベース)	m3												
2. 地域材の需要拡大への寄与内容の説明 (1の地域材使用量達成に向けた地域材製品の供給計画の概要やその実現方法、効果等を記載してください。)														

※ 本様式の枚数は1枚を限度とします。

(*ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

⑤事業経費

(様式6)

項 目	金 額	備 考
【総額】 (支援対象分)		
	千円	
【内訳】		
1. 製品開発に係る経費 (試作品の製作、製品化に係る 基礎試験等)	千円	※「2.2.2.1計上できる経費」に基づき、経費毎の積 算内容を記載してください。 (記載例) 技術者給 〇〇〇千円 賃金 〇〇〇千円
2. 性能評価等のための試験 に係る経費 (新製品の基本的性能の評価 試験、試験体の製作等)	千円	

(*ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

○ 他の補助金等への申請状況

今回支援対象となるものを、他の補助金等に応募(申請)している場合は、その申請してい
る補助金等の名称を必ず記入してください。また、他の補助金等に応募(申請)していても、
補助対象
となる範囲が異なる場合には、他の補助金等の名称と補助対象範囲の考え方を記入してくださ
い。

--

※詳細について記す場合には様式中に「別紙〇に記載」等記載の上、別紙を添付してください。

**住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業
(住宅用外構材の新製品開発)
募集要領**

【平成22年度版】

平成22年6月

目 次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業内容	1
2. 1 新製品企画の公募	1
2. 2 新製品開発	3
3. 事業の実施方法	5
3. 1 事業の流れ	5
3. 2 提案の評価	6
3. 3 製品化を行う企画の採択	6
3. 4 共同開発契約	6
4. 共同開発の期間中及び事業完了後の留意点	6
4. 1 共同開発の計画変更	6
4. 2 実績報告	7
4. 3 成果等の取り扱い	7
4. 4 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力	8
5. 情報の取り扱い等	8
5. 1 情報の公開・活用	8
5. 2 個人情報の利用目的	8
6. 応募方法	8
6. 1 公募期間	8
6. 2 提出先、問い合わせ先	8
6. 3 提出方法	9
6. 4 提出書類	9

応募様式（別添）

1. 事業の趣旨

地域材利用は、在来工法木造住宅への供給が大宗を占めていますが、新設住宅着工におけるそのシェアは、減少傾向にあります。地域の森林整備を進めるためにも、地域材の利用を飛躍的に拡大していく必要があります。本事業は住宅分野における新たな市場の開拓による地域材の利用拡大を図ることを目的としております。

この観点から、これまで地域材の利用が低位な住宅用外構材について、地域材の利用拡大に寄与する新製品の企画を公募によって募り、先導的な技術等を導入した優れた提案について、日本木材防腐工業組合と提案者との共同により製品化を行います。

2. 事業内容

本事業は、新製品企画の公募と新製品開発の2つの事業から構成されています。各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

(1) 新製品企画の公募

日本木材防腐工業組合（以下「組合」といいます。）は、事業の提案に必要な要件を定めて公募を行います。

応募のあった新製品企画について評価を行い、優れた提案を選定（以下「採択」といいます。）します。

(2) 新製品開発

組合は、(1)により採択された提案者（以下「開発者」）との間で共同により製品化を行います。

製品化の事業には、組合との共同開発契約締結後より着手することができます。組合が経費を負担する期間は、共同開発契約の期間内となります。

2. 1 新製品企画の公募

2. 1. 1 公募する新製品企画

地域材を使った住宅用外構材製品（デッキ、フェンス、パーゴラなど）の企画を対象とします。

また、提案される新製品企画は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

①地域材（主にスギ、ヒノキ等の人工林材やこれまで利用の進んでいない樹種の材を対象とします。）を活かしたものであり、地域材の需要拡大に高い効果が期待できるものであること。

②先導的な技術等が導入され、創意工夫を含むものであること。

③住宅用外構材に求められる基本性能を持った製品化を目指すものであること。

今回募集するものについては、基本性能として要求される項目及び要件については、2ページのとおりのとおり。

④平成23年2月末までに完了できるものであること。

本事業における基本性能の基準について

項目	本事業の製品開発により目指す内容
耐久性	メンテナンス方法や薬剤処理など、防腐・防蟻に対する何らかの対策を講じ、概ね5年以上の耐久性を付与させること
耐候性	日光や風雨による退色、変色に対する必要な対策が講じられていること
寸法安定性	経年変化による割れ、狂い等に対する必要な対策が講じられていること
防火性能	建築基準法上、防火性能または準防火性能が求められる場合は、防火性能または準防火性能を確保するために必要な対策が講じられていること

- 注：① 耐久性、耐候性、寸法安定性の3項目は必須。いずれもこの基準に該当していること。
- ② 防火性能は、当該性能が求められる部位に設置することを目的として開発する場合、この基準に該当していること。

2. 1. 2 新製品企画の評価

新製品企画としては次のようなものを想定し、評価を行います。

なお、製品化の実施体制が確保されていない製品企画のみの提案や製品化を行う予定のない評価のみを目的とした提案は受け付けられません。

(選定に当たっての考え方の例)

- ・ 製品の有用性、革新性、今後の発展性を評価する。
- ・ 提案の汎用性、コスト等も含めた普及可能性等を評価する。
- ・ 到達するレベルの高さを評価することとあわせ、取組みの努力、今後の展開にも配慮して評価する。

2. 1. 3 応募者

応募者は、2. 1. 1で示す事業を行う者としします。事業を行う者のグループによる応募も可能です。なお、応募にあたっては、製品開発時において住宅関連業者（販売業者、施工業者）の協力体制（アドバイス、共同開発など。協力体制のレベルは問いません。）が確保されていること（または予定があること）が条件となります。（住宅関連業者による提案の場合を除きます。）

応募した製品企画が採択されますと、その企画について組合との共同開発契約を行い、製品化を行って頂くことになります。

2. 2 新製品開発

2. 2. 1 共同開発を行う者

組合と新製品の共同開発を行う者は、新製品企画を提案し、組合による採択を受けたのち、その企画について組合との共同開発契約を行った者となります。

2. 2. 2 共同開発の内容

組合との共同開発は、以下の内容について対象とします。

- ・ 製品開発（試作品の製作、製品化に係る基礎試験等）
- ・ 性能評価（新製品の基本的性能の評価試験、試験体の製作等）

2. 2. 2. 1 計上できる経費

(1) 技術者給

「技術者給」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務について、本事業を実施する開発者が支払う実働に応じた対価です。日当たり単価*に事業に従事した日数を乗じた額です。

※ 日当たり単価の算定にあつては、基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とします。なお、算定にあつては退職給与引当に要する経費を含まないものとします。

(2) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、実験補助等）について、開発者が支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

単価については、当該開発者の賃金支給規則によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

(3) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる企画、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。

単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

(4) 旅費

「旅費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる開発者が行う資料収集、各種調査、打合せの実施に必要な経費です。

(5) 需用費

「需用費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる原材料、消耗品、資料等の印刷料、郵便料、諸物品の運賃等の経費です。

ただし、通常の事業に伴って発生する事務所の経費は除きます。

(6) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために追加的に必要な経費です。

(7) 使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために追加的に必要となる車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費です。

ただし、通常の事業に伴って発生する事務所の経費は除きます。

2. 2. 2. 2 申請できない経費

(1) 建物・土地等の不動産取得費

事業を実施する際に必要なものであっても、建物や土地等の不動産取得費を計上することはできません。

(2) 耐用年数が1年を超えるような備品等の購入費

耐用年数が1年を超えるような備品等についてはリース、借上等にて対応して下さい。

(3) 事業の執行上特に必要のない会議費

懇親会等事業の執行上特に必要でない会合等の飲料、食費等

(4) 国内外を問わず、シンポジウム、セミナー等応募者の活動によらない単なる会合等への出席のための交通費、宿泊費、参加費

(5) 事業中に発生した事故・災害の処理のための経費

(6) その他、当該事業の実施に関連性のない経費

2. 2. 3 開発経費の負担

開発者が行う製品化に係る経費に対して、組合が負担する金額は4百万円を限度とし、組合が別途定める手続きに基づき支払います。

なお、組合が負担する金額については、提案された内容について評価委員会の評価に基づき、予算の範囲内で、提出書類に記載された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてすべて対応するものではありません。

2. 2. 4 経費を負担する期間

組合が経費を負担する期間は、共同開発の契約期間（契約締結日から平成23年2月末までの製品化が完了するまでの期間）となります。

2. 2. 5 その他

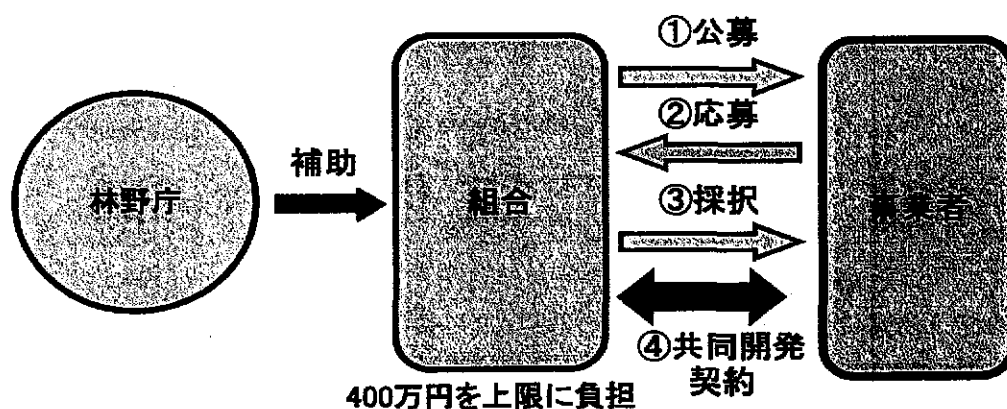
同一の内容で、国、地方公共団体等の補助金等を受けている事業は対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については対象とすることがあります。

3 事業の実施方法

3. 1 事業の流れ

本事業において提案を行い、組合との共同による製品化を行おうとする者は、下記の実施スキームにより契約等を行っていただきます。

■ 実施スキーム



3. 2 提案の評価

(1) 評価の実施体制

提案事業の採択にあたり、応募提案は、組合に設置する学識経験者等からなる評価委員会において評価が行われます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員は、委員本人と関係を有する企業、団体等が行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。
- ・委員は、委員本人又は委員本人と関係を有する企業、団体等が業務として、コンサルティング又はアドバイス等を行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。

なお、委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 評価の手順

提出書類について、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、提出書類の内容について書面評価を行います。評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行い、評価結果を決定します。

追加資料を請求した場合、その請求の際に指定した期日までに追加資料の提出がない場合や、ヒアリング等に応じることができない場合には評価の対象とならないことがあります。

なお、ヒアリング等の時期は、応募締め切りから1ヶ月程度を予定しています。

3. 3 製品化を行う企画の採択

評価委員会の評価をもとに、組合が採択企画を決定し、応募者に通知します。

3. 4 共同開発契約

応募した製品企画が採択されますと、その企画について組合との共同開発契約を行い、製品化を行って頂くことになります。

採択結果の通知時に共同開発契約の手続きの詳細等についてお知らせします。

4. 共同開発の期間中及び事業完了後の留意点

4. 1 共同開発の計画変更

組合と共同開発契約を行った者は、やむを得ない事情により、次の(1)又は(2)を行おうとする場合には、あらかじめ組合の承認を得る必要があります。

(1) 共同開発契約における計画の内容又は製品化に要する経費の配分を著しく変更しようとする場合

(2) 共同開発契約における製品化の事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、製品化が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、共同開発契約の内容に変更があり採択された製品企画と異なるものとなったと判断されたものについては、組合による経費の負担の対象となりませんのでご注意ください。

4. 2 実績報告

開発者は、事業が完了したときは、「実績報告書」を提出していただく必要があります。様式については、共同開発契約の際にお知らせする予定です。

4. 3 成果等の取り扱い

(1) 共同開発契約により実施した製品化の事業により工業所有権等が発生した場合、その工業所有権等は組合と開発者との共有となります。これと併せて、以下の①～③の遵守を約束することが支援の条件となります。

① 本事業の成果により工業所有権等の権利の出願をする場合には、組合との共願手続きを取るものとする。

② 組合が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該工業所有権等を利用する権利を組合に許諾すること。

③ 当該工業所有権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該工業所有権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、組合が当該工業所有権等を活用するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該工業所有権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

※ 工業所有権等とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権等のことといいます。

(2) 工業所有権等を含む所有権の確立、維持等の費用は開発者の負担とします。

(3) 当事業終了後5年間は、毎年度、当事業による事業成果の実用化等に伴う収益の状況及び製品の供給実績を収益及び実績の有無にかかわらず、報告していただきます。

また、当事業期間終了後5年間に於いて、事業成果の実用化、工業所有権等の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと組合が認めた場合には、組合が負担した経費の額を限度として、負担した経費の全部又は一部を納付していただきます。

4. 4 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

開発者には共同開発契約の期間終了後、事業の取り組みに関する、調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

5. 情報の取り扱い等

5. 1 情報の公開・活用

(1) プレス発表等

共同開発契約の締結後、採択された製品企画については製品企画名、提案者、概要等をプレス発表し、併せて組合のホームページに掲載します。

(2) 製品化事業等の公表

広く一般に地域材の新たな製品について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、提出書類等に記載された内容について、開発者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該開発者が申し出た場合は原則公開しません。

5. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

6. 応募方法

6. 1 公募期間

平成22年6月21日（月）～平成22年7月20日（火）

（提出書類は7月20日必着）

6. 2 提出先、問い合わせ先

質問・相談については、原則として、ファックス又は電子メールでお願いします。

応募様式は、下記のホームページからダウンロードしてご使用下さい。

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル9F

日本木材防腐工業組合（担当：加藤）

TEL：03-3584-0913 FAX：03-3584-6810

メールアドレス：boufu@bbxc.ftbb.net

ホームページ：<http://www.jwpia.or.jp>（応募様式のダウンロード可能）

6. 3 提出方法

郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、応募者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。

郵送時は、「提出書類在中」を記入してください。（提出書類の差し替えは固くお断りします。）

6. 4 提出書類

新製品企画を提案しようとする者は、公募期間中に以下の提出書類一覧表に従って、必要数を揃えて提出してください。

■提出書類一覧表

区分	書類名	必要数	備考
1) 提案申請書	提案申請書	1 部	様式 1
2) 添付書類	①提案概要		様式 2
	②基本性能の概要		様式 3
	③先導的な提案概要		様式 4
	④地域材の需要拡大への寄与内容の説明		様式 5
	⑤事業経費		様式 6
	⑥製品イメージ図		別添書類
3) CD-R	上記 1), 2) の電子データを記録したもの	1 枚	

※ 注意事項

- ① 1)、2) の提出書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で、A4 サイズにまとめて、左上角をホッチキス留めして下さい。
- ② 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、ワードとして下さい。ただし、ワード 2007 は未対応ですので、ご注意下さい。
- ③ 3) の CD-R には、「住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業（平成 22 年度）」と「応募課題名（例：〇〇型スギウッドデッキ）」を記載して下さい。
- ④ 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ⑤ 提出書類及び CD-R はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

※ 記入にあたっての留意点

それぞれの様式の注をよく確認して、漏れのないよう記載、書類の添付等を行ってください。

1) 提案申請書

- ・ 1枚を限度とします。

2) 添付書類

①提案概要

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 複数の事業者等による共同提案の場合、共同提案の事業者名のリストと組織図に関する書類を別途作成してください。(A4版)

②基本性能の概要

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 基本性能の概要を記載して下さい。

③先導的な提案概要

- ・ 提案項目ごとに1枚を限度とします。
- ・ 提案時に、新製品企画の提案適合性・実効性等を審査することができるよう、提案概要を具体的に記載してください。

④地域材の需要拡大への寄与内容の説明

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 需要拡大への寄与内容を定量的に記載してください。

⑤事業経費

- ・ 提出書類は、必要に応じ欄を拡大して記入してください。1枚とする必要はありません。

⑥製品イメージ図等 (A4: 1～2枚程度)

本事業で開発に取り組む製品の概要が分かる図面を添付してください。

平成 年 月 日

日本木材防腐工業組合
理事長 田中 隆行 殿

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 提案申請書
(住宅用外構材の新製品開発)

以下の内容により、住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業の提案を申請します。

応募新製品企画提案名 : _____

提案者) 住 所 〒

電話番号

提案団体名

代 表 者

印

① 提案概要

(様式2)

提案 の 概 要	新製品企画提案名		
	提案の概要 (該当するものに「レ」)	☐ ウッドデッキ ☐ フェンス ☐ パーゴラ ☐ テーブル ☐ その他 ()	
	事業費の概算額(総額)	万円	うち補助申請額 万円
	提案の基本的な考え方	(製品化に向けた基本的な考え方(コンセプト)を書いてください。)	
	使用する地域材の樹種	(スギ、ヒノキ等使用する地域材の樹種を書いてください。)	
応募 者 の 概 要	代表者	(法人その他の団体の場合には、法人名、団体名を記載し、個人の場合には氏名の後に所属する法人名・団体名及び部署等を括弧書きで記載してください。)	
	代表者の業種・実績 (該当するものに「レ」)	☐ 住宅販売業者 ☐ 住宅施工業者 ☐ 外構材製造業者 ☐ 製材業者 ☐ その他 ()	
	代表者以外の関係者の有 無等 (該当するものに「レ」)	☐ なし ☐ あり 注) 共同提案を行っている場合は、共同提案の事業者名のリストと組織図を別に作成し、別添資料として提出してください。	
	住宅関連業者の協力者	(法人その他の団体の場合には、法人名、団体名を記載し、個人の場合には氏名の後に所属する法人名・団体名及び部署等を括弧書きで記載してください。代表者が住宅関連業者の際には記入不要です。)	
	実績(代表者を含めた提案者全体としての実績)	過去3年間の住宅用外構材の平均供給実績 戸/年	
	事務連絡先	氏名 所属・役職 住所 〒 TEL FAX E-Mail	

(*ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

② 基本性能の概要

(様式3)

新製品企画提案名		
項目	基本性能の概要	
	基本性能の項目 (目指すレベル)	要件を達成するための方法
①耐久性	メンテナンス方法や 薬剤処理など、防腐・ 防蟻に対する対策（概 ね5年以上の耐久性 の付与）	(基本性能を満たすための対策の内容を記載してください。)
②耐候性	日光や風雨による退 色、変色に対する対策	
③寸法安定性	経年変化による割れ、 狂い等に対する対策	
④防火性能	防火性能が求められ る部位に設置するこ とを目的に開発する 場合は、その対策	

(* ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

(様式4)

※ 本様式は、提案項目毎（①～⑤の項目毎）に作成し、枚数は1項目あたり1枚を限度とします。
（*ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。）

④地域材の需要拡大への寄与

(様式5)

新製品企画提案名														
1. 本事業による地域材使用計画 (新製品の生産による年間地域材使用量について具体的な数量を記載してください。) 新製品の生産による年間地域材使用量 (製品ベースおよび原木ベース) <table> <tr> <td>開発翌年度から5年間</td> <td>(製品ベース)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(原木ベース)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td>年平均</td> <td>(製品ベース)</td> <td>m3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(原木ベース)</td> <td>m3</td> </tr> </table>			開発翌年度から5年間	(製品ベース)	m3		(原木ベース)	m3	年平均	(製品ベース)	m3		(原木ベース)	m3
開発翌年度から5年間	(製品ベース)	m3												
	(原木ベース)	m3												
年平均	(製品ベース)	m3												
	(原木ベース)	m3												
2. 地域材の需要拡大への寄与内容の説明 (1の地域材使用量達成に向けた地域材製品の供給計画の概要やその実現方法、効果等を記載してください。)														

※ 本様式の枚数は1枚を限度とします。

(*ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

⑤事業経費

(様式6)

項 目	金 額	備 考
[総額] (支援対象分)		
	千円	
[内訳]		
1. 製品開発に係る経費 (試作品の製作、製品化に係る 基礎試験等)	千円	※「2.2.2.1 計上できる経費」に基づき、経費 毎の積算内容を記載してください。 (記載例) 技術者給 〇〇〇千円 賃金 〇〇〇千円
2. 性能評価等のための試験 に係る経費 (新製品の基本的性能の評価試 験、試験体の製作等)	千円	

(* ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

○ 他の補助金等への申請状況

今回支援対象となるものを、他の補助金等に応募（申請）している場合は、その申請している補助金等の名称を必ず記入してください。また、他の補助金等に応募（申請）していても、補助対象となる範囲が異なる場合には、他の補助金等の名称と補助対象範囲の考え方を記入してください。

--

※詳細について記す場合には様式中に「別紙○に記載」等記載の上、別紙を添付してください。

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業
(既存住宅の高耐震性・省エネ部材の新製品開発)
募集要領

【平成 22 年度版】

平成 22 年 6 月
木構造振興株式会社

目 次

1. 事業の趣旨	1
2. 事業内容	1
2. 1 新製品企画の公募	1
2. 2 新製品開発	3
3. 事業の実施方法	5
3. 1 事業の流れ	5
3. 2 提案の評価	6
3. 3 製品化を行う企画の採択	6
3. 4 共同開発契約	
4. 共同開発の期間中及び事業完了後の留意点	
4. 1 共同開発の計画変更	
4. 2 実績報告	7
4. 3 成果等の取り扱い	7
4. 4 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力	8
5. 情報の取り扱い等	8
5. 1 情報の公開・活用	8
5. 2 個人情報の利用目的	
6. 応募方法	8
6. 1 公募期間	8
6. 2 提出先、問い合わせ先	8
6. 3 提出方法	8
6. 4 提出書類	9

応募様式（別添）

1. 事業の趣旨

地域材利用は、在来工法木造住宅への供給が大宗を占めていますが、新設住宅着工におけるそのシェアは減少傾向にあります。地域の森林整備を進めるためにも、地域材利用を飛躍的に拡大して行く必要があります。本事業は、住宅分野における新たな市場の開拓による地域材の利用拡大を図ることを目的としております。

この観点から、長期優良住宅のような長寿命の住宅のニーズや地球環境問題の高まり等から耐震性や省エネ性などの性能が住宅に求められています。このため、長期優良住宅に対応した部材の開発のみでなく、既存住宅に対しても耐震性や省エネ性の向上を図るための部材の開発、普及を行うことを目的とします。そこで、本事業では地域材の利用拡大に寄与する新製品の企画を公募によって募り、先導的な技術等を導入した優れた提案について、木構造振興（株）と提案者との共同により製品化を行います。

2. 事業内容

本事業は、新製品企画の公募と新製品開発の2つの事業から構成されています。

各々の手続きの概要は、以下のとおりです。

(1) 新製品企画の公募

木構造振興（株）（以下「木構振」といいます。）は、事業の提案に必要となる要件を定めて公募を行います。

応募のあった新製品企画について評価を行い、優れた提案を選定（以下「採択」といいます。）します。

(2) 新製品開発

木構振は、(1)により採択された提案者（以下「開発者」）との間で共同により製品化を行います。

製品化の事業には、木構振との共同開発契約締結後より着手することができま
す。木構振が経費を負担する期間は、共同開発契約の期間内となります。

2. 1 新製品企画の公募

2. 1. 1 公募する新製品企画

地域材を使った既存住宅の高耐震性、省エネ性部材（壁、床、開口部など）の企画を対象とします。

また、提案される新製品企画は、次の全ての要件に該当するものであることが必要です。

- ①地域材（主にスギ、ヒノキ等の人工林材やこれまで利用の進んでいない樹種の材を対象とします。）を活かしたものであり、地域材の需要拡大に高い効果が期待できるものであること。
- ②先導的な技術等が導入され、創意工夫を含むものであること。
- ③高耐震性・省エネ性部材に求められる基本性能を持った製品化を目指すもので

あること。今回募集するものについては、基本性能として要求される項目及び要件については、2ページのとおり。

④平成23年2月末までに完了できるものであること。

本事業における基本性能の基準について

項 目	対象部材	本事業の製品開発により目指す内容	要求度
耐震性	壁、床	耐震性・耐風性の向上に有効な部材（壁、床等）の開発 例：壁倍率、床倍率が2.0以上の部材や増改築が容易な耐力壁の開発	○
省エネ性	壁、開口部材（ドア、窓）	省エネ性の向上に有効な部材（断熱部材）の開発 例：断熱等級区分のIV地区の開口部の基準に適合する玄関ドア、木製サッシ等の開発	○
施工性	壁、開口部材（ドア、窓）	既存住宅への取付等の施工が容易であること 例：取付方法、施工手順等が明示されていること	◎
防・耐火性 (想定する建築地域に応じ)	壁、開口部材（ドア、窓）	既存住宅の防・耐火性能の向上に有効な部材（開口部、外壁等）の開発 例：準防火構造・防火構造の外壁、防火設備としての木製サッシ等の開発	△
耐久性	外壁 開口部材（ドア、窓）	必要に応じた耐久措置を講じる。 例： ・構造部材の耐朽措置(令37条) ・木材の欠点(令41条) ・外壁内部等の防腐措置(令49条) ・塗膜のはく離、腐朽等の措置	△

◎：必須事項

○：いずれか一方又は両方の性能

△：建築基準法に基づいて必要な場合は、開発項目とする。

※ 建築関係法令等の観点から、その製品を使用する際に明らかに支障が懸念されるものについては、対象としません。

2. 1. 2 新製品企画の評価

新製品企画としては次のようなものを想定し、評価を行います。

なお、製品化の実施体制が確保されていない製品企画のみの提案や製品化を行う予定のない評価のみを目的とした提案は受け付けられません。

(選定に当たっての考え方の例)

- ・ 製品の有用性、革新性、今後の発展性を評価する。
- ・ 提案の汎用性、コスト等も含めた普及可能性等を評価する。
- ・ 到達するレベルの高さを評価することとあわせ、取組みの努力、今後の展開にも配慮して評価する。

2. 1. 3 応募者

応募者は、2. 1. 1で示す事業を行う者とし、事業を行う者のグループによる応募も可能です。

応募した製品企画が採択されますと、その企画について木構振との共同開発契約を行い、製品化を行って頂くことになります。

2. 2 新製品開発

2. 2. 1 共同開発を行う者

木構振と共同開発を行う者は、新製品企画を提案し、木構振による採択を受けたのち、その企画について木構振との共同開発契約を行った者となります。

2. 2. 2 共同開発の内容

木構振との共同開発は、以下の内容について対象とします。

- ・ 製品開発（試作品の製作、製品化に係る基礎試験等）
- ・ 性能評価（新製品の基本的性能の評価試験、試験体の製作等）

2. 2. 2. 1 計上できる経費

(1) 技術者給

「技術者給」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務について、本事業を実施する開発者が支払う実働に応じた対価です。日当たり単価[※]に事業に従事した日数を乗じた額です。

※ 日当たり単価の算定にあつては、基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とします。なお、算定にあつては退職給与引当に要する経費を含まないものとします。

(2) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、実験補助等）について、開発者が支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

単価については、当該開発者の賃金支給規則によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

(3) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するために追加的に必要となる企画、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費です。

単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定することとします。

(4) 旅費

「旅費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる開発者が行う資料収集、各種調査、打合せの実施に必要な経費です。

(5) 需用費

「需用費」とは、事業を実施するために追加的に必要となる原材料、消耗品、資料等の印刷料、郵便料、諸物品の運賃等の経費です。

ただし、通常の事業に伴って発生する事務所の経費は除きます。

(6) 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために追加的に必要な経費です。

(7) 使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために追加的に必要となる車両、器具機械、会場等の借上げに必要な経費です。

ただし、通常の事業に伴って発生する事務所の経費は除きます。

2. 2. 2. 2 申請できない経費

(1) 建物・土地等の不動産取得費

事業を実施する際に必要なものであっても、建物や土地等の不動産取得費を計上することはできません。

(2) 耐用年数が1年を超えるような備品等の購入費

耐用年数が1年を超えるような備品等についてはリース、借上等にて対応して下さい。

(3) 事業の執行上特に必要のない会議費

懇親会等事業の執行上特に必要でない会合等の飲料、食費等

(4) 国内外を問わず、シンポジウム、セミナー等応募者の活動によらない単なる会合等への出席のための交通費、宿泊費、参加費

(5) 事業中に発生した事故・災害の処理のための経費

(6) その他、当該事業の実施に関連性のない経費

2. 2. 3 開発経費の負担

開発者が行う製品化に係る経費に対して、木構振が負担する金額は3百万円を限度とし、木構振が別途定める手続きに基づき支払います。

なお、木構振が負担する金額については、提案された内容についての審査委員会の評価に基づき、予算の範囲内で、提出書類で申請された金額及び事業計画等を総合的に考慮して決定しますので、要望額についてはすべて対応するものではありません。

2. 2. 4 経費負担をする期間

木構振が経費を負担する期間は、共同開発の契約期間（契約締結日から平成23年2月末までの製品化が完了するまでの期間）となります。

2. 2. 5 その他

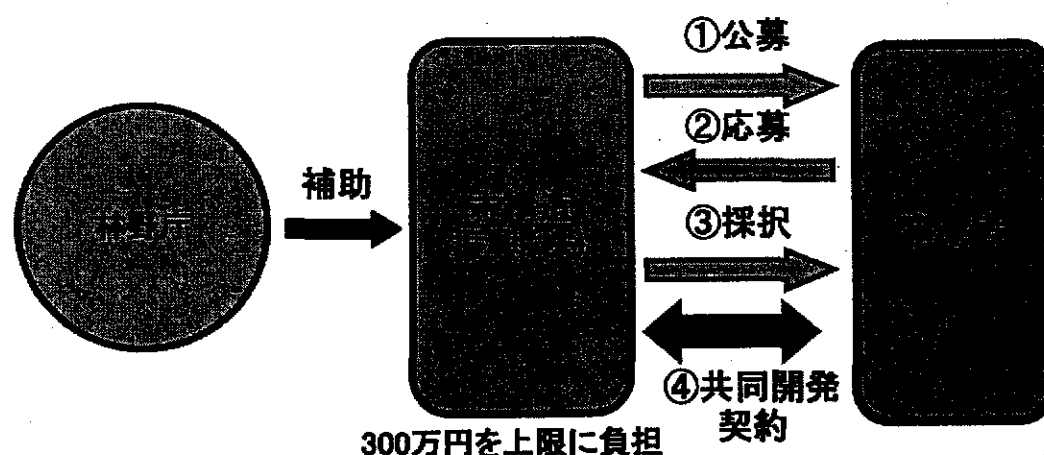
同一の内容で、国、地方公共団体等の補助金等を受けている事業は対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については対象とすることがあります。

3 事業の実施方法

3. 1 事業の流れ

本事業において提案を行い、木構振との共同による製品化を行おうとする者は、下記の実施スキームにより契約等を行っていただきます。

■ 実施スキーム



3. 2 提案の評価

(1) 評価の実施体制

提案事業の採択にあたり、応募提案は、木構振に設置する学識経験者等からなる審査委員会において審査が行われます。

審査の公平性、中立性の確保の観点から、委員の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員は、委員本人と関係を有する企業、団体等が行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。
- ・委員は、委員本人又は委員本人と関係を有する企業、団体等が業務として、コンサルティング又はアドバイス等を行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。

なお、委員会の議事録については非公開とし、審査に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 評価の手順

提出書類について、応募の要件を満たしているか等について確認するとともに、提出書類の内容について書面評価を行います。評価の過程で、必要に応じ追加資料の請求やヒアリング等を行い、評価結果を決定します。

追加資料を請求した場合、その請求の際に指定した期日までに追加資料の提出がない場合や、ヒアリング等に応じることができない場合には評価の対象とならないことがあります。

なお、ヒアリング等の時期は、応募締め切りから1ヶ月程度を予定しています。

3. 3 製品化を行う企画の採択

審査委員会の評価をもとに、木構振が採択企画を決定し、応募者に通知します。

3. 4 共同開発契約

応募した製品企画が採択されますと、その企画について木構振との共同開発契約を行い、製品化を行って頂くことになります。

採択結果の通知時に共同開発契約の手続きの詳細等についてお知らせします。

4. 共同開発の期間中及び事業完了後の留意点

4. 1 共同開発の計画変更

木構振と共同開発契約を行った者は、やむを得ない事情により、次の(1)又は(2)を行おうとする場合には、あらかじめ、木構振の承認を得る必要があります。

- (1) 共同開発契約における計画の内容又は製品化に要する経費の配分を著しく変更しようとする場合
- (2) 共同開発契約における製品化の事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、製品化が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、共同開発契約の内容に変更があり採択された製品企画と異なるものとなったと判断されたものについては、木構振による経費の負担の対象となりませんのでご注意ください。

4. 2 実績報告

開発者は、事業が完了したときは、「実績報告書」を提出していただく必要があります。様式については、共同開発契約の際にお知らせする予定です。

4. 3 成果等の取り扱い

(1) 共同開発契約により実施した製品化の事業により工業所有権等が発生した場合、その工業所有権等は木構振と開発者との共有となります。これと併せて、以下の①～③の遵守を約束することが支援の条件となります。

① 本事業の成果により工業所有権等の権利の出願をする場合には、木構振との共願手続きを取るものとする。

② 木構振が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該工業所有権等を利用する権利を木構振に許諾すること。

③ 当該工業所有権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該工業所有権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、木構振が当該工業所有権等を活用するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該工業所有権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

※ 工業所有権等とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権等のことといいます。

(2) 工業所有権を含む所有権の確立、維持等の費用は開発者の負担とします。

(3) 当事業終了後5年間は、毎年度、当事業による事業成果の実用化等に伴う収益の状況及び製品の供給実績を収益及び実績の有無にかかわらず、報告していただきます。

また、当事業期間終了後5年間に於いて、事業成果の実用化、工業所有権等の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと木構振が認めた場合には、木構振が負担した経費の額を限度として、経費の全部又は一部を納付していただきます。

4. 4 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

開発者には共同開発契約の期間終了後、事業の取り組みに関する、調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

5. 情報の取り扱い等

5. 1 情報の公開・活用

(1) プレス発表等

共同開発契約の締結後、採択された製品企画については製品企画名、提案者、概要等をプレス発表し、併せて木構振のホームページに掲載します。

(2) 製品化事業等の公表

広く一般に地域材の新たな製品について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、提出書類等に記載された内容について、開発者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該開発者が申し出た場合は原則公開しません。

5. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。又、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

6. 応募方法

6. 1 公募期間

平成22年6月21日（月）～平成22年7月20日（火）

（提出書類は7月20日必着）

6. 2 提出先、問い合わせ先、資料の配付

応募様式は、下記のホームページから様式をダウンロードしてご使用ください。

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル5階

木構造振興（株）（担当：高橋、品川）

TEL：03-3585-5596 FAX：03-3585-5598

メールアドレス：shinagawa@mokushin.com

ホームページ：<http://www.mokushin.com>（応募様式のダウンロード可能）

6. 3 提出方法

郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、応募者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。

郵送時は、「提出書類在中」を記入してください。（提出書類の差し替えは固くお断りします。）

6. 4 提出書類

新製品企画を提案しようとする者は、公募期間中に以下の提出書類一覧表に従って、必要数を揃えて提出してください。

■提出書類一覧表

区分	書類名	必要数	備考
1) 提案申請書	提案申請書	1 部	様式 1
2) 添付書類	①提案概要		様式 2
	②基本性能の概要		様式 3
	③先導的な提案概要		様式 4
	④地域材の需要拡大への寄与内容の説明		様式 5
	⑤事業経費		様式 6
	⑥製品イメージ図		別添書類
3) CD-R	上記 1) , 2) の電子データを記録したもの	1 枚	

※ 注意事項

- ① 1) 、 2) の提出書類は、日本語の活字体（手書きは不可）で、A4サイズにまとめて、左上角をホッチキス留めして下さい。
- ② 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、ワード形式として下さい。ただし、ワード 2007 は未対応ですので、ご注意下さい。
- ③ 3) の CD-R には、「住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業（平成 22 年度）」と「応募課題名（例：〇〇型スギフローリング）」を記載して下さい。
- ④ 応募書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ⑤ 提出書類及び応募書類の電子ファイルを格納した CD-R はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

※ 記入にあたっての留意点

それぞれの様式の注をよく確認して、漏れのないよう記載、書類の添付等を行ってください。

1) 提案申請書

- ・ 1 枚を限度とします。

2) 添付書類

①提案概要

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 複数の事業者等による共同提案の場合、共同提案の事業者名のリストと組織図に関する書類を別途作成してください。(A4版)

②基本性能の概要

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 基本性能の概要を記載して下さい。

③先導的な提案概要

- ・ 提案項目ごとに1枚を限度とします。
- ・ 提案時に、新製品企画の提案適合性・実効性等を審査することができるよう、提案概要を具体的に記載してください。

④地域材の需要拡大への寄与内容の説明

- ・ 1枚を限度とします。
- ・ 需要拡大への寄与内容を定量的に記載してください。

⑤事業経費

- ・ 提出書類は、必要に応じ欄を拡大して記入してください。1枚とする必要はありません。

⑥製品イメージ図等 (A4: 1～2枚程度)

本事業で開発に取り組む製品の概要が分かる図面を添付してください。

平成 年 月 日

木構造振興株式会社
代表取締役 西村 勝美 殿

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 提案申請書
「既存住宅の高耐震性・省エネ性部材の新製品開発」

以下の内容により、住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業「既存住宅の高耐震性、省エネ性部材の新製品開発」の提案を申請します。

応募新製品企画提案名 : _____

提案者) 住 所 〒

電話番号

提案団体名

代 表 者

E-mail :

印

① 提案概要

(様式2)

提 案 の 概 要	新製品企画提案名		
	提案の概要 (該当するものに「レ」)	☐ 外壁 ☐ 内壁 ☐ 床 ☐ 開口部 (窓) ☐ 開口部 (ドア) ☐ その他 ()	
	事業費の概算額 (総額)	万円 うち補助申請額 万円	
	提案の基本的な考え方	(製品化に向けた基本的な考え方(コンセプト)を書いてください。)	
	使用する地域材の樹種	(スギ・ヒノキ等、使用する地域材の樹種を書いてください。)	
応 募 者 の 概 要	代表者	(法人その他の団体の場合には、法人名、団体名を記載し、個人の場合には氏名の後に所属する法人名・団体名及び部署等を括弧書きで記載してください。)	
	代表者の業種・実績 (該当するものに「レ」)	☐ 内装材製造業者 ☐ 外装材供給業者 ☐ 製材業者 ☐ 建築業者 ☐ 設計士 ☐ その他 ()	
	代表者以外の関係者の有無等 (該当するものに「レ」)	☐ なし ☐ あり 注) 共同提案を行っている場合は、共同提案の事業者名のリストと組織図を別に作成し、別添資料として提出してください。	
	協力者	(法人その他の団体の場合には、法人名、団体名を記載し、個人の場合には氏名の後に所属する法人名・団体名及び部署等を括弧書きで記載してください。)	
	実績 (代表者を含めた提案者全体としての実績)	過去3年間の当該製品に相当する製品の供給実績 /年	
	事務連絡先	氏名 所属・役職 住所 〒 TEL FAX E-Mail	

(* ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

② 基本性能の概要

(様式3)

新製品企画提案名		基本性能の概要	
項目	部材	基本性能の項目 (目指すレベル)	要件を達成するための方法
①耐震性	壁 床	耐震性・耐風性の向上に有効な部材の開発 (例：壁倍率、床倍率が2.0以上の部材や増改築が容易な耐力壁の開発)	(基本性能を満たすための対策の内容を記載してください)
②省エネ性	壁 開口部材	省エネ性の向上に有効な部材(断熱部材等)の開発 (例：断熱地域区分のIV地区に適合する玄関ドア、木製サッシの開発)	
③施工性	壁 床 開口部材	既存住宅への取り付け等の施工が容易であること (例：取付方法、施工手順等が明示されていること)	
④防耐火性 (想定する建築地域に応じて)	外壁 開口部材	既存住宅の防・耐火性能の向上に有効な部材(開口部、外壁等)の開発 (例：準防火構造・防火構造の外壁、防火設備としての木製サッシ等の開発)	
⑤耐久性 (必要に応じ)	外壁 開口部材	必要に応じた耐久措置を講じる。 開口部材の耐久性 (塗膜のはく離、腐朽の防止措置など)	

(*ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

(様式 4)

※ 本様式は、提案項目毎（①～⑥の項目毎）に作成し、枚数は1項目あたり1枚を限度とします。

- 4 -

(様式 5)

(*ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

⑤事業経費

(様式6)

項 目	金 額	備 考
[総額] (支援対象分)		
	千円	
[内訳]		
1. 製品開発に係る経費 (試作品の製作、製品化に係る 基礎試験等)	千円	※「2.2.2.1計上できる経費」に基づき、経費毎の積 算内容を記載してください。 (記載例) 技術者給 〇〇〇千円 賃金 〇〇〇千円
2. 性能評価等のための試験 に係る経費 (新製品の基本的性能の評価 試験、試験体の製作等)	千円	※「2.2.2.1計上できる経費」に基づき、経費毎の積 算内容を記載してください。 (記載例) 技術者給 〇〇〇千円 賃金 〇〇〇千円

(*ご記入にあたっては、青字の部分を消してください。)

・その他

1) 本提案が提案者以外の工業所有権に係わる場合や工業所有権に関する疑義等がある場合、若しくは疑義等が明らかとなった場合には、本提案募集の採択対象としません。

2) 他の補助金等への申請状況

今回支援対象となるものを、他の補助金等に応募(申請)している場合は、その申請している補助金等の名称を必ず記入してください。また、他の補助金等に応募(申請)していても、補助対象

となる範囲が異なる場合には、他の補助金等の名称と補助対象範囲の考え方を記入してください。

1)	
2)	

※詳細について記す場合には様式中に「別紙〇に記載」等記載の上、別紙を添付してください。